

## 桶川市危機対策本部設置要綱

(平成18年11月24日市長決裁)

(設置)

第1条 市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす事故等（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害を除く。）、市民の生活に重大な被害を及ぼす事案等（以下「危機」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、総合的な対策を実施するため、桶川市危機対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 危機に対処するための総合的な基本指針に関すること。
- (2) 被害者の救助、医療救援、防疫、公共施設の復旧等の応急対策に関すること。
- (3) その他危機の発生の防御又は被害の拡大の防止に関すること。

(本部長、副本部長及び本部員)

第3条 本部に、危機対策本部長（以下「本部長」という。）、危機対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び危機対策本部員（以下「本部員」という。）を置く。

- 2 本部長は、市長とする。
- 3 本部長は、本部事務を統括し、本部を代表する。
- 4 副本部長は、副市長及び教育長とする。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副本部長が2人以上あるときは、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 6 本部員は、桶川市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和54年桶川市規則第6号）第4条第2号から第6号までに掲げる職にある者をも

って構成する。

7 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(協力要請)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、選挙管理委員会事務局長及び監査委員事務局長に対し、協力を要請するものとする。

(部)

第5条 本部長は、第2条第2号又は第3号に掲げる事務を処理するために必要があると認めたときは、本部に別表に掲げる部を置き、それぞれ同表に掲げる事務を所掌させることができる。

2 部に部長及び副部長を置き、本部員その他の職員のうちから本部長の指名する者をもって充てる。

3 部長は、部の事務を掌理する。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副部長が2人以上のときは、あらかじめ部長が定めた順序で、その職務を代理する。

(本部会議)

第6条 本部に、危機対策の総合的な方針等を決定するため、本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成する。

3 本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

4 本部長は、危機の態様に応じて、特定の本部員による本部会議を開催することができる。

5 本部長は、必要と認めるときは、本部会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(活動期間等)

第7条 本部長は、危機が発生し、又発生する恐れがある場合において、当該危機に係る対策を推進するための特別の必要があると認めるときに

本部を開設し、当該危機が解消したと認めるときに閉鎖するものとする。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、国民保護計画主管課が処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月24日から施行する。

附 則 (平成27年10月1日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和4年3月28日市長決裁)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

報道部	1 報道提供資料の作成 2 報道機関への対応 3 市民等への広報
渉外部	1 県等への要望 2 ライフライン関係機関等との連絡調整
応急対策部	応急対策の検討及び実施